

# 3月決算会社の開示例を参考に 事業報告等と有報の 一体的開示のポイント

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士 高平 圭

## はじめに

現在、わが国の上場企業等は年度の法定開示書類として、会社法に基づく事業報告および(連結)計算書類(以下、「事業報告等」という)に加え、金融商品取引法に基づく有価証券報告書を作成している。平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」においては、これらの開示書類について、「制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え方を整理」することとされ、その後、関係省庁および関係団体において、事業報告等と有価証券報告書の「一体的開示」に関する議論が進められ、後記「一体的開示に関する施策」に記載のとおり、すでにいくつかの施策が実行に移されている。

本稿においては、「一体的開示」に関する施策を中心として、平成30年12月決算企業が作成する事業報告等および有価証券報告書の記載に影響があると思われる主な論点について、平成30年3月決算企業の開示例も参考にしつつ、解説する。

なお、本稿において、意見にわたる部分については私見であり、筆者が現在所属する組織または過去に所属した組織の見解ではないことを申し添える。

## 一体的開示に関する施策

### (1) 開示府令および会社法施行規則の改正

平成28年4月18日に公表された金融審議会「ディスクロージャーワー

キング・グループ」報告における事業報告等と有価証券報告書の開示内容の整理・共通化・合理化に関する提言を踏まえ、平成30年1月26日に企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という)、同年3月26日に会社法施行規則(以下、「施行規則」という)が改正された。

これらの改正は、平成30年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書および事業報告から適用されている。

### (2) 事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化のための取組み

平成29年12月28日に関係省庁(内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省)から「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」、金融庁および法務省から「一

体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」<sup>(2)</sup>が公表された。

これらを踏まえ、平成30年3月30日に公益財団法人財務会計基準機構(FASF)から「有価証券報告書の開示に関する事項―『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組」<sup>(3)</sup>(以下、「FASF資料」という)が公表された。また、これにあわせて、同日付けで金融庁および法務省から「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について」<sup>(4)</sup>が公表され、FASF資料に掲げられた「作成にあたってのポイント」および「記載事例」の内容が、関係法令の解釈上、問題がないものと考えられ、事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化を行う際の参考となるとの見解が示された。

なお、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示は、これらの開示書類における同種の開示項目および内容の記載の共通化のみならず、会社法および金融商品取引法の両方の要請を満たす1つの開示書類を作成することを目的とした取組みではなく、法令上強制されるものではなく、企業の任意の取組みとして行われる